

【参考】事業協同組合の所管行政庁一覧（下線部：令和6年12月28日施行予定の政令による変更箇所）

地区	定款に定める組合員の資格事業等	所管行政庁	根拠法令	権限移譲時期
都道府県を 超えない 区域を地区 とする場合	財務大臣の所管事業以外を資格事業とする場合	主たる事務所を置く所在地の都道府県知事（以下、「管轄都道府県知事」）	法 § 111①一	
	財務大臣の所管事業と、財務大臣の所管事業以外を資格事業とする場合		法 § 111①一	
	組合員資格事業の一部が財務大臣の所管に属するものであって、組合が行う事業に財務大臣の所管事業及び同所管事業に密接に関連するものを含まないもの	管轄都道府県知事	法 § 111③ 令 § 30①二	
	組合員資格事業の一部が財務大臣の所管に属するものであって、組合が行う事業に財務大臣の所管事業及び同所管事業に密接に関連するものを含むもの	財務（支）局長、税関長、国税局長及び管轄都道府県知事	法 § 111④ 令 § 31①一	
	財務大臣の所管事業を資格事業とする場合	財務（支）局長、税関長、国税局長	法 § 111①一 令 § 31①一	
都道府県を 超える 区域を地区 とする場合	財務大臣の所管事業が資格事業の場合	財務（支）局長、税関長、国税局長	法 § 111①一、④ 令 § 31①一	
	以下の大臣の所管事業が資格事業の場合 <u>内閣総理大臣（国家公安委員会、金融庁、子ども家庭庁）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</u>	管轄都道府県知事	法 § 111①一、③ 令 § 29①二、 <u>30①一、三</u>	【H27.4.1】 厚生労働省（職業紹介事業、労働者派遣事業を除く） 【H29.4.1】 農林水産省 【R2.10.1】 経済産業省、国土交通省 【R6.12.28】 （予定） <u>その他</u>
全国を地区 とする場合	内閣総理大臣の権限のうち、国家公安委員会又は子ども家庭庁の所管事業が資格事業の場合	内閣総理大臣	法 § 111①一	
	内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限のうち、金融庁長官の所管事業が資格事業である場合	金融庁長官	法 § 111①一、②	
	上記以外を資格事業とする場合	各所管大臣	法 § 111①一	

〔用例〕 法：中小企業等協同組合法、令：中小企業等協同組合法施行令、§ 1：第1条、①：第1項、一：第一号

〔その他特記事項〕

* 子ども家庭庁設置前に厚生労働省が所管していた児童福祉事業及び障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。）については H27.4.1 に都道府県知事に権限移譲済み。

* 国家公安委員会が所管する事業の所掌は警察庁